

競争加入者心得

(趣旨)

第1 国立大学法人千葉大学で発注する物品の供給契約・製造請負契約及び役務の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則及び国立大学法人千葉大学発注工事請負等契約要領に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則第5条及び第6条に該当しない者であって、国立大学法人千葉大学契約担当役事務局長（以下「契約担当役」という。）が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

(入札保証金)

第3 入札公告によるものとする。

(入札)

第4 競争加入者は、入札公告並びに仕様書等を熟覧し、入札しなければならない。この場合において、その記載内容に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(入札辞退)

第5 指名競争に参加する者として指名された者のうち、入札を辞退しようとする者は、入札辞退書を入札書の提出期限までに契約担当役に提出することにより、入札を辞退することができる。

(代理人)

第6 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることができない。

第7 競争加入者は、国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることができない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第8 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。

第9 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができな

い。

第10 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書又は競争参加資格者名簿に記載した旨の通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第11 競争加入者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第12 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第13 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

第14 競争加入者は、別紙様式1による入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び入札件名を表記し、入札公告又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

第15 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第16 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第17 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の延期又は廃止）

第18 契約担当役は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し又は廃止することができる。

（無効の入札）

第19 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

- 二 指名競争の場合において、指名していない者の提出した入札書
- 三 入札件名及び入札金額の記載のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- 六 入札件名に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
- 九 入札公告又は指名通知において示した入札書の受領期限までに提出されなかった入札書
- 十 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十一 その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第20 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）

第21 入札公告によるものとする。

（再度入札）

第22 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第23 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第24 契約書を作成する場合には、落札者は、国立大学法人千葉大学から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から15日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、国立大学法人千葉大学が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第25 落札者が第24に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第26 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、請書その他これに準ずる書面を国立大学法人千葉大学に提出しなければならない。ただし、国立大学法人千葉大学がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金)

第27 入札公告によるものとする。

(異議の申立)

第28 入札した者は、入札後、この心得、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。